

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

時期は覚えていないが、A区役所の職員が私の家に来て国民年金への加入を勧められたので加入手続を行い、年金手帳を発行してもらった。

加入当時の国民年金保険料は600円から700円で、区の職員が集金をし、年金手帳に丸いスタンプを押し、少しページを切り取るというものだった。

平成20年8月に申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、未納期間があるとは思えず、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和37年4月から41年3月までの期間については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号は37年4月8日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人及びその妻がA区の職員が自宅に来て国民年金への加入の勧奨を行った際に夫婦一緒に加入手続を行ったことがうかがえる上、申立人が支払ったと記憶する国民年金保険料の額は申立期間当時の同保険料の額とおおむね一致するとともに、申立期間当時の納付方法について、A区は「申立期間当時に区の徴収員が区全域を巡回し国民年金保険料の集金を行っていた」と回答しており、申立内容に不自然さはうかがえない。

また、申立人及びその妻は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する年度別納付状況リストによれば、申立人の妻の国民年金保険料は昭和40年4月から納付済みであると記録されているが、申立人及びその妻はA区の徴収員が同保険料を集金に来た際に、夫婦二人

分の同保険料を一緒に納付したとしていることから、夫婦の同保険料納付済期間の記録が一致すると推定することが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人及びその妻の年金手帳記号番号払出日が 37 年 4 月 8 日であることから、当該期間の国民年金保険料は過年度分の保険料として納付するところであるが、申立人は同保険料をまとめて納付したこと、社会保険事務所や A 区の窓口で納付したことが無いと述べていること、及び同区の徴収員が取り扱えたのは現年度保険料のみであったことから、当該期間の同保険料については納付していなかったものと考えられる。

その他の周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人は昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

時期は覚えていないが、A区役所の職員が私の家を訪れ国民年金への加入を勧められたので加入手続を行い、年金手帳を発行してもらった。

加入当時の国民年金保険料は600円から700円で、区の職員が集金をし、年金手帳に丸いスタンプを押し、少しページを切り取るというものだった。

平成20年8月に申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、未納期間があるとは思えず、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和37年4月から40年3月までの期間については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号は37年4月8日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人及びその夫がA区の職員が自宅に来て国民年金への加入の勧奨を行った際に夫婦一緒に加入手続を行ったことがうかがえる上、申立人が支払ったと記憶する国民年金保険料の額は申立期間当時の同保険料の額とおおむね一致するとともに、申立期間当時の納付方法について、A区は「申立期間当時に区の徴収員が区全域を巡回し国民年金保険料の集金を行っていた」と回答しており、申立内容に不自然さはうかがえない。

また、申立人及びその夫は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する年度別納付状況リストによれば、申立人の国民年金保険料は昭和40年4月から納付済みであると記録されているが、申立人及びその夫は、A区の徴収員が国民年金保険料を集金に来た際に、夫婦

二人分の同保険料を一緒に納付したとしていることから、夫婦の同保険料納付済期間の記録が一致すると推定することが自然である。

一方、申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人及びその夫の年金手帳記号番号払出日が37年4月8日であることから、当該期間の保険料は、過年度分の保険料として納付するところであるが、申立人は同保険料をまとめて納付したこと、社会保険事務所やA区の窓口で納付したことが無いと述べていること、及び同区の徴収員が取り扱えたのは現年度保険料のみであったことから、当該期間の同保険料については納付していなかったものと考えられる。

その他の周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人は昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料の納付状況をA社会保険事務所に照会したところ、申立期間の同保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間に係る国民年金保険料については、3か月ごとにB都道府県C区役所から送付された納付書で定期的に納めていたのに、未納となっていることには納得ができないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失後における国民年金の資格取得手続や住所変更の届出も的確に行っており、年金に対する意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所から送付された納付書により、3か月分まとめて1万円ぐらいを郵便局で納付したと主張しており、その当時のB都道府県における同保険料の納付方法及び保険料額と符合している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、当該資格を取得する以前に納付した国民年金保険料が過誤納となり、還付されている状況等がみられ、申立人は納付書を受理して間もなく納付していることがうかがわれることから、申立期間だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 54 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 54 年 1 月の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に入社以来、定年退職するまで継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の空白については、同社D支店から同社C支店に転勤した時に生じたものであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社D支店から同社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の申立てに係るA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日については、申立人から提出されたE厚生年金基金の加入記録によると、昭和 54 年 1 月 31 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 54 年 1 月 31 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 54 年 1 月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票における 54 年 2 月の記録から 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 15 日から 42 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 2 月 2 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を調べてもらったところ、申立期間の①、②及び③については脱退手当金を支給しているとの説明を受けた。私は、申立期間の③の会社に在職する前も後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めており、とりわけ申立期間の③の会社を退職後の国民年金保険料を納めている時に、脱退手当金が支給されている記録には納得がいかない。

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えは無く、受給もしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給決定は、申立期間の③に係る申立事業所の厚生年金保険の資格喪失日から1年経過した後になされている。

また、申立人が勤務していた申立期間の③の申立事業所に係る社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性 28 人には脱退手当金の支給記録が無く、そのうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 51 年 2 月 3 日の前後約 2 年以内に資格喪失した同僚 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、退職時には脱退手当金の受給資格要件に該当しない者等 6 人を除いた脱退手当金の支給対象とみられる者は 4 人いるが、いずれも脱退手当金の支給記録は無い。さらに、申立期間の③に係る申立事業所の申立期間当時の人事担当者は「当時脱退手当金

という制度は知っていたが、会社が従業員に代わって代理請求を行っていたことは無い」と証言している。以上のことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の②に係る申立事業所の退職1年後に国民年金に任意加入し、申立期間の③に係る申立事業所に勤務するまでの5年7か月分の国民年金保険料を納付している。また、申立期間の③に係る申立事業所の退職4か月後には再び国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を納付中に将来の年金受給の可能性を捨てて、申立人が脱退手当金を請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和 39 年 5 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 40 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 12 月まで

私の年金加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。申立期間については、A社でマイクロバスの運転業務を担当しており、県内及び県外の各地を訪問し、B地区の海水浴場などの宣伝を行っていた。

申立期間において、申立事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は昭和 34 年 8 月 24 日に社会保険の適用事業所となっているが、41 年 10 月 1 日には適用事業所で無くなっており、後継事業所も存在していないことから、申立事業所から申立内容について確認することはできないものの、申立人が所持している写真、申立人が主張している当時の申立事業所の業務内容及び申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、39 年 5 月から 40 年 6 月までの期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人より 1 年ほど先に採用され、申立人と同じ運転業務を担当していた同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が存在している。

さらに、申立人及び同僚が証言する昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月における

申立事業所の職員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険の被保険者数が一致するため、当時、申立事業所においては、すべての職員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務を担当していた同僚の標準報酬月額から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、56年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から53年9月までは6万8,000円、同年10月から54年9月までは9万2,000円、同年10月から55年9月までは8万円、同年10月から同年12月までは8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年12月まで

私の年金加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、B市内のA社に勤務し、ズボンの縫製作業などを行っていた。母の介護のため、昭和55年12月ごろ同社を退職し、56年から雇用保険を受給しており、同社で働いたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける昭和54年10月分の「標準報酬月額決定通知書」を所持している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に、申立人が申立事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できないが、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立人と同姓同名かつ同生年月日の者が申立事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和52年4月1日に取得し、56年1月1日に喪失した旨の記載があり、当該被保険者記録は申立人の主張と符合している。

さらに、雇用保険の被保険者情報を調べたところ、申立人は申立事業所に

において、昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 12 月 31 日まで雇用保険の被保険者となっており、前述の厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立事業所において昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、56 年 1 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を事業主により社会保険事務所になされたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 53 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 55 年 9 月までは 8 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 8 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年12月まで

私は、昭和44年3月当時、離別した夫と同棲中であり、その夫はきちんと国民年金保険料を納めており、私の国民年金の加入手続をしてくれたうえ、自分の保険料と一緒に私の保険料も納めていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付に関与しておらず離別した夫が行っていたと主張しているため、その夫に確認したところ、「申立期間当時、申立人に生活費として給料を渡して生活をしており、私の給料から国民年金保険料を払っていたが、私が市役所に行くことはほとんどなく、国民年金の加入や同保険料の納付は申立人が市役所などで行っていた」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調べると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月1日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 3 月に会社を辞めた後、2 年ほど過ぎてから、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、2 年ぐらいいさかのぼって納められると聞いていたので、市役所の窓口で 2 年から 3 年分の同保険料を一括して納付したと記憶しており、申立期間の同保険料もその時に納付したはずである。市役所に国民年金保険料を納めに行く時に、夫に一言言って出かけた。その時のことは夫も今でもはっきりと憶えているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、次の理由により、会社を退職して 3 年後の昭和 48 年 7 月から同年 9 月ごろの間であったと推測され、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないものとなっている。

i) 申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入者の国民年金資格取得日は、昭和 48 年 7 月から 8 月までの間であること。

ii) 申立人が所持する国民年金手帳によれば、同手帳の発行日は昭和 48 年 9 月 1 日であること。

iii) 申立内容及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の氏名が婚姻後の姓であることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は婚姻後の昭和 47 年 12 月以降であり、この時点で申立期間のうち 45 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付できない。また、申立期間のうち 45 年 10 月から 46 年 3 月までの分について、申立人は国民年金加入後に 2 年から 3 年分を一

括して納付したと述べていることから、同期間が納付可能であったとすれば、あえてこの期間を外すことは考え難く、国民年金手帳記号番号を取得した時点で時効により納付できなかったと考えることが自然であること。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年1月に払い出された国民年金手帳記号番号から申立人が現在所持している同手帳記号番号までのうち、A市の分について、申立人の旧姓及び類似名によって払い出された同手帳記号番号がないか調査したが、申立人が所持している同手帳記号番号以外の別の同手帳記号番号が申立人に対し払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人からの聴取結果によれば、申立人は生年以来A市から転出したことが無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

昭和 58 年 7 月に先妻を事故で亡くした際に支給された国民年金の死亡一時金の額が国民年金保険料の一年間の額より少なかったことから、私は国民年金制度への矛盾を感じ、同年 7 月から同保険料の納付を止めた。また、私は A 町役場に昭和 59 年度及び 60 年度の納付案内書を返した記憶がある。

しかし、昭和 58 年度から 60 年度に、行政区または町から委託された国民年金世話人の B さんや A 町役場（現在は、C 市役所。）の職員であった D さんが来訪し、国民年金保険料の納付を説得されたため、昭和 61 年 4 月から同保険料を納付することとしたはずであり、申立期間が未納とされていることは認められない。

私は、申立期間当時、集落にあった納税組合に国民年金保険料を再婚した妻と一緒に納付しており、妻は納付済みとなっているが、私の同保険料が未納とされていることに納得がいかないため、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A 町役場において国民年金事務を担当し、国民年金保険料の催告のために申立人の自宅に訪問したことがある複数の元職員が確認でき、元職員は「申立人は『国民年金制度の給付に不満があり、民間の保険に加入しているので、国民年金保険料は払わない。一緒に自営をやっている弟の分も同様だ。再婚した妻の分は、本人のために支払うことにする』と話していた記憶

がある」と証言しており、当該元職員が保持している手帳には、平成元年2月9日に申立人宅を訪問した記録がある。加えて、ほかの元職員も同様の証言をしており、前述の証言内容にある「年金制度への不満」は申立人が主張する申立内容と一致している上、申立人の弟について、社会保険庁のオンライン記録を調べてみると、申立人同様に申立期間が未納であることが確認できることから、複数の元職員の証言内容の信ぴょう性は高いものと考えられる。

さらに、C市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、同名簿のクリアファイルには「62年度納付書もどる」の記載が確認できることから、申立人は昭和59年度及び60年度の納付案内書をA町役場に返したと主張しているが、62年度の納付案内書も役場に返したものと考えられる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録を調べたところ、申立人と申立人の弟について、平成2年6月に過年度保険料の納付書が発行された記録が確認できることから、平成元年度は未納であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月まで

義母が国民年金に任意加入していたことから、私は、将来のことを考えて、昭和 51 年 1 月に国民年金に任意加入した。その際、少しでも多くの年金を受けられるようにと、国民年金付加保険料も併せて加入して納付したはずなのに、その記録が無いので付加保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母が国民年金に任意加入していたことから、自身も国民年金に任意加入して付加年金にも加入したと主張していることについて、義母は「自分は付加年金に加入していなかったもので、娘に付加年金の加入を強く勧めた」と述べており、また、申立人の妹は「申立期間当時、姉から姉が付加年金に加入していたことを聞いた」と述べているが、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立期間は10年3か月と長期間である。

また、申立人が納付したとする国民年金付加保険料に関する記録は、社会保険庁のオンライン記録に無い上、申立期間当時住んでいたA市において保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、手続すれば記録されるはずの「**附**加入」の記録が無いことから、申立人へ付加保険料を含む国民年金保険料の納付案内書は送付されなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、付加保険料額は400円だったと記憶しているものの、国民年金保険料を納付した時に保険料額に付加保険料が含まれていたことについての記憶は無く、同保険料の納付の状況は不明である。

ほかに申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については父が全て管理しており、加入の手續及び国民年金保険料の納付も父が行っていた。父は正直な人なので、私が 20 歳になった昭和 52 年から父が病気になる平成 11 年までの間、ずっと私の同保険料を納めていてくれたと思う。私の同保険料が未納となっている期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入の手續及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を申立人の父が行っていたと主張しているが、申立人の父が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料も無い上、申立人自身は国民年金への加入の手續及び申立期間に係る同保険料の納付に一切関与していないため、納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 7 月に払い出されていることが確認でき、その時点で 59 年 4 月以前の国民年金保険料は時効により納めることができない上、申立人は 42 年 6 月以降、A 郡 B 町から転出しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妹は、それぞれ自身の国民年金保険料について「平成 11 年に父が病気になるまでは父が納付していた」と述べていることから、社会保険庁のオンライン記録で確認できる平成 3 年度から 11 年度までの姉妹の納付日を確認したがそのほとんどは異なっており、平成 9 年以降は納付方法も異なるため、申立期間の姉妹の納付状況が連動していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に A 中学校を卒業し、同年 4 月に B 医院に住み込み、同医院で働きながら、C 学院(D 高等専修学校)に入学して、2 年間通学し卒業した。

同学院卒業後は准看護婦(現在准看護師)として昭和 54 年 3 月までの 2 年間住み込みで同医院にて働き、同年 4 月 1 日から現在まで A 町に住み、E 病院に勤務している。

申立期間当時の健康保険証は医師国民健康保険組合のものであったと思うが、B 医院に 4 年間勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について B 医院に勤務していたことは、同医院の関係者及び同僚等の証言から推認されるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票に付されている B 医院に係る健康保険整理番号は、資格取得年月日順に付番されている上、欠番も無いことから、申立人が申立期間に健康保険厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

また、F 医師国民健康保険組合の被保険者名簿により、申立人は昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 11 日までの期間、同国民健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。事業主の妻が「家族と同じなのだという意識を持ってもらいたいことで、医師国民健康保険に加入させたが、厚生年金保険には加入させていない」と供述していることから、申立人については厚生年金保険の加入手続を行っていないことが推認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年3月31日まで

私は、学校卒業後の昭和21年4月1日にA社に入社し、鍛冶屋部に配属された。22年8月ごろに仕事で体調を崩し、B病院に受診したところ乾性肋膜炎と診断され、同病院に入院、結核の治療を受けたものの回復せず左胸下肺切除の手術を受けた。この間は健康保険証を使用して治療を受けたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が学校卒業後と主張する昭和21年4月から22年3月までについては、申立人に係る昭和21年度の通信箋及び新制中学校の同級生で申立事業所に一緒に入社したという同僚の証言により、在学中の期間と認められる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、昭和21年3月から23年3月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、申立事業所において昭和21年2月から24年2月までの間に厚生年金保険の被保険者期間を有する複数の同僚に対して、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について聴取したところ、申立人が厚生年金保険に加入していたという明確な証言は得られなかった。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立て

に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年5月1日から20年9月6日まで

私は、A都道府県立第七中学校夜学部にて在学中、昼はB社で働いていた。同事業所では数十名の他校の生徒が学徒動員として働いていたが、その生徒達と違い、私は学徒動員ではなかったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管している申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が確認できることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは確認できる。しかしながら、当該被保険者名簿の申立人に係る「労働者年金保険ノ記号番号」欄には、通常被保険者番号が付番される場所、「学徒」と表示があることから、申立事業所は申立人を「学徒動員」として取扱い、健康保険のみに加入させ、労働者年金保険（現厚生年金保険）には加入させていなかったものと推認される。

また、申立人は「A都道府県立第七中学校夜学部にて在学していたが、学徒動員ではなかった」と主張しているが、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、学徒動員については労働者年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっていたことから、申立事業所においては、夜学部にて在学する従業員を含め、労働者年金保険の被保険者として取り扱っていなかったものと思われる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 25 日から 42 年 5 月 15 日まで
社会保険事務所に私の年金記録について照会したところ、申立期間の脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

私は、脱退手当金を請求した覚えは無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」と記されたスタンプが押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人が申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した前後に退職した同僚は「申立事業所から退職時に脱退手当金の説明を聞いており、申立事業所が代理請求した」と述べていることから、申立人においても、申立事業所から脱退手当金の説明があり申立事業所が代理請求したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。